

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 佐々木 宣和

1 日時

令和7年4月28日（月曜日）

午後1時39分開会、午後2時8分散会

2 場所

第5委員会室

3 出席委員

佐々木宣和委員長、畠山茂副委員長、佐藤ケイ子委員、柳村一委員、福井せいじ委員、鈴木あきこ委員、吉田敬子委員、佐々木努委員、木村幸弘委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

高橋担当書記、藤原担当書記、小原併任書記、佐藤併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 環境生活部

中里環境生活部長、加藤環境担当技監兼環境保全課総括課長、吉田環境生活企画室企画課長、木村県民くらしの安全課総括課長、阿部県民くらしの安全課食の安全安心課長

(2) 保健福祉部

野原企画理事兼保健福祉部長、加藤副部長兼保健福祉企画室長、荒井保健福祉企画室企画課長、小野寺長寿社会課総括課長、佐々木障がい保健福祉課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係

ア 議案第3号 クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例
イ 議案第4号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

(2) 保健福祉部関係

議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算（第1号）

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第1項 社会福祉費

9 議事の内容

○佐々木宣和委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。

なお、内城副部長兼環境生活企画室長は、三陸ジオパーク推進協議会総会出席のため欠席となりますので、御了承願います。

議案第3号クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○木村県民くらしの安全課総括課長 議案第3号クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案（その2）の6ページをごらん願います。便宜、配付資料のクリーニング業法施行条例の一部を改正する条例案の概要により御説明いたします。

まず、1、改正の趣旨でございます。公益上特別の理由があると認める場合における手数料の免除について定めようとするものでございます。

次に、2、条例案の内容についてでございますが、令和7年大船渡市林野火災に伴い、クリーニング師免許証の再交付等が必要となる者がいる可能性を踏まえ、災害等公益上特別の理由があると認める場合における手数料の免除について定めようとするものでございます。

改正の背景でございます。令和7年大船渡市林野火災の被災者に対し、証明発行手数料及び免許再発行手数料について、全庁統一で免除、減免する方針が示されたところでございまして、免除の規定がある手数料条例等に基づく手数料につきましては免除が行われているところでございますが、本条例には免除規定がないことから、今後の大規模災害等の発生に際し機動的に対応する必要性も踏まえ、今般手数料条例の免除規定と同様の内容で改正しようとするものでございます。

下部の参考をごらん願います。本条例で規定する手数料につきましては、記載のとおり五つございまして、今般の免除方針に基づき免除を想定している手数料は、ゴシックで記載する二つでございます。ただ、現時点において再交付等に関する相談、申請はないところでございます。

最後に、3、施行期日でございます。公布の日から施行し、災害救助法が適用された令和7年2月26日から適用しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第4号食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部食の安全安心課長 議案第4号食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その2）の7ページをごらん願います。便宜、お手元に配付しております資料の食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案の概要により御説明いたします。

まず、1、改正の趣旨及び2、条例案の内容であります。令和7年大船渡市林野火災に伴い、営業施設の焼失による新規営業許可証の交付及び営業許可証の焼失による再交付等が必要になる者がいる可能性を踏まえ、災害等公益上特別の理由があると認める場合における手数料の免除について定めようとするものであります。

改正の背景につきましては、さきに御説明いたしましたクリーニング業法施行条例の一部を改正する条例と同様でございます。

下部の参考をごらん願います。本条例で規定する手数料について、令和7年大船渡市林野火災に関連するものを抜粋しておりますが、実際に1件の営業施設で被害が確認されていることや減免方針に基づき免除を想定している手数料はゴシックで記載する三つですが、現時点において再交付等に関する相談はないところでございます。

3、施行期日ですが、公布の日から施行し、災害救助法が適用された令和7年2月26日から適用しようとするものです。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

たしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。

環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第1号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費のうち保健福祉部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤理事兼副部長兼保健福祉企画室長 保健福祉部関係の補正予算議案について御説明申し上げます。

議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第1号）についてでありますが、議案（その1）の7ページをごらん願います。当部関係の歳出補正予算額は、3款民生費、1項社会福祉費の総額639万円の増額であります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の14ページをごらん願います。なお、金額の読み上げは省略をいたしますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

今回の当部の補正予算案は、大船渡市林野火災について、その災害の特殊性から事前に被害地域を予測することが困難であったため、施設等において避難指示を待たずに入所者を自主的に事前避難させたり、他の地域の施設へ避難させたりしたものであり、これらの避難にかかった経費は災害救助法が適用されないことから、県として独自に支援を行おうとするものであります。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい者福祉費の障害者支援施設等災害時安全確保対策費補助は、大船渡市林野火災により自主避難等を行った障がい者支援施設等に対して、避難に要した経費を補助しようとするものであります。

3目老人福祉費の高齢者施設等災害時安全確保対策費補助は、大船渡市林野火災により自主避難等を行った高齢者施設等に対して、避難に要した経費を補助しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○福井せいじ委員 まず、障害者支援施設等災害時安全確保対策費補助に関してですが、先ほど事前の避難があったということですが、先ほど本議会で5法人、約200人の避難があったということ答弁もありました。従来通所していた介護施設あるいは障がい者支援施設に通所しなかったということになるわけですね。そうすると、そのときの費用、結局入るべき介護費用とかが入ってこない場合があったと思うのですけれども、それについて把握していらっしゃいますか。

○小野寺長寿社会課総括課長 ただいま御質問がございました、避難した際、あるいは通所における避難期間中の法人の経営の部分でございますけれども、各法人の減収額を具体的

に押さえているわけではございませんが、各事業者からは、避難期間中における介護報酬の減収に伴う経営上の懸念の声を実際に頂戴しているところでございます。

例えば、通所系サービスであります地域密着型通所介護を実施している定員 15 名の事業所がございますが、こちらの事業所は、今回の災害に伴い 20 日間休止しております。このケースで介護報酬を試算いたしますと、約 100 万円の減収と試算されるところでございます。

また、入所系施設におきましては、避難期間の介護報酬の請求は、避難した先の受入れ施設、または避難した元の施設どちらでも請求することができることとされており、その受け取りの割合は、相互に協議して決定することになっているところでございます。

こちらも一つ例示でございますけれども、今回、入所系の施設は 10 日間避難した施設が多うございまして、そうしますと月の 3 分の 1 を避難していたことになりますので、例えば月額の介護報酬が 1,000 万円の事業所の場合は、その 3 分の 1 の 330 万円余の介護報酬について、受け入れた避難先と避難元の施設とで、3 対 7 の割合で受け取るというような相互の協定を結ぶケースがございまして、そうしますと、その 330 万円の 3 割が減収分となりますので、100 万円程度の減収が見込まれるという状況になっております。

○福井せいじ委員 やはり実際にそういった減収の事実があるのですけれども、その場合に運転資金の資金繰りがショートする可能性があると私は考えますが、それに対して何らかの手当てはあるのでしょうか。

○小野寺長寿社会課総括課長 今回の県が補助しようとする経費につきましては、災害救助費の適用になる場合の範囲が 2 次避難に要する輸送経費や、それに伴う人件費部分に限定されておりますところ、法人側から直接聞き取りを行っていく中で、避難に要する経費のうち、最も大きな経営上の負担になったものというのが、いわゆる人件費の部分でございました。

例えば施設が避難する際に、重度介護を要する方々に付き添って避難先に移動した際の超過勤務手当でありますとか、あるいは避難先でのサービス提供に伴い発生した施設職員の超過勤務や夜勤手当といったところが非常に負担になっていたということを踏まえまして、災害救助費では適用にならない範囲について、今回、人件費部分も含めて県独自に支援しようとするものでございます。

また、今回の補助とは別に、地方独立行政法人福祉医療機構というところがございますが、こちらにおきまして災害救助法が適用された地域等における事業所を支援するために、融資条件の優遇措置を講じた融資を実施する制度もございます。経営資金につきましては、例えば償還期間が通常 5 年のところが 10 年に、据置期間についても通常 6 カ月のところが 1 年に延長されるという制度もございますので、今回の補助制度とあわせまして、私どもいたしましてはこういった制度も周知してまいりたいと考えております。

○福井せいじ委員 先ほど前段でお話ししたのは人件費補助ですが、それについてはここには記載されていないのですか。

○小野寺長寿社会課総括課長 今回御提案申し上げております障がい者支援施設等あるいは高齢者施設等合わせて 639 万円の補助事業でございますけれども、こちらの積算の中に先ほど申し上げた人件費部分も入っております。

具体的に申し上げますと、639 万円中、避難時に生じた車の燃料費、それから車両の借り上げ料が 23 万円程度、その他の部分につきましては、施設職員の付き添い、避難先でのサービス提供のために要した時間外勤務手当や夜勤手当がこの補正予算案の中に含まれているというものでございます。

○福井せいじ委員 わかりました。

次は、先ほどの資金繰りの関係なのですけれども、福祉医療機構からの融資制度みたいものがあると。例えば返済が 5 年、10 年になるとか、そういうものが適用されるということで、そこを紹介しながら資金繰りについては手当てをしてくださいという周知をするということでおろしいのですか。

○小野寺長寿社会課総括課長 ただいま福井せいじ委員御指摘のとおりの内容で、そのような資金融資制度も含めて周知をしてまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 今回の災害で高齢者の施設の方から、地震や土砂災害などが起きたときの避難計画は策定しているのだけれども、林野火災は想定していなかったために、火災で道路が通れなくなつた場合の避難経路の確保とか職員の確保についての課題があつたと伺っています。先のことになつてしまつますけれども、例えばそういう火災の関係が今回の高齢者施設や障がい者支援施設等の避難計画の中に実際に盛り込まれていて、それが避難につながつたとか、その辺りのことを既に把握できていれば、少し教えていただきたいと思います。

○小野寺長寿社会課総括課長 ただいま吉田敬子委員から御指摘がございましたとおり、避難計画につきましては水防法などによりまして、洪水による浸水想定区域や土砂災害計画区域内に所在する高齢者施設において避難確保計画の策定でありますとか、あるいは避難訓練というものが義務化されているところでございます。

また、避難確保計画の策定状況につきましては、市町村から施設の管理者に対して必要な指示をすることができるとされているところではございますが、県といたしましても、各施設において適切な計画が策定されるよう取り組みを促していくきたいと考えているところでございます。

また、今般の林野火災におきましては、延焼区域が見通せないなど、これまでの他の災害とは違う林野火災ならではの特性があつたと承知しております、そういう意味ではこれまでの自然災害の対応だけではなく、林野火災の特性も考慮した避難のあり方について、今後検討していく必要があると私どもとしても考えておりますが、その点につきましては県のみならず市町村でありますとか、あるいは今回岩手県高齢者福祉協議会など避難調整に当たつてくださつた団体もございますので、そういう関係団体とも意見交換を行ひながら、避難の在り方について対処をしてまいりたいと考えているところでございます。

○吉田敬子委員 避難計画では、要支援者に対しての個別避難計画を策定することになっているのですけれども、各自治体でなかなか進まないというような状況だと思います。今回の補正予算案については、実際に避難を行ったところに対する補助なのですが、は今回避難された施設では、要支援者の個別避難計画が作成されていたのでしょうか。

○小野寺長寿社会課総括課長 今回の補助対象として想定しております全11事業所の全ての状況を把握しているわけではございませんが、特別養護老人ホームでありますとか、そういったところでは、吉田敬子委員に御指摘いただいたような計画そのものは策定されていましたものと承知しております。特別養護老人ホームについては、要介護度3以上の重度の介護を要する方々が入所しているところでございまして、通常の避難者よりも避難により多くの時間がかかるというようなこともあります。

国のガイドラインでは、避難指示発令前でも必要に応じて避難するということではあるのですが、避難の判断につきましては各事業所に委ねられているのが実態でございます。例えば夕暮れ、夜間の避難は危険が伴うために日中に避難を終えるようにしたほうがいいとか、そういったその時々の状況を含めて、どのような状況下で自主避難が望ましいのかという部分については、いろいろな関係者の意見を伺いながら今後検討していくことになるだろうと考えております。

○木村幸弘委員 今、お二方からそれぞれ質問があったので、同じようなものは避けたいと思います。確認ですが、今回の補助対象となっている、いわゆる11施設、192人の対象者は、具体的に言うと避難先は、本会議の質問でもあったとおり、福祉避難所4カ所に皆振り分けられた形なのか、それとも別な対応などもあったのか、その辺のところはどうなっているのかお聞きします。

○小野寺長寿社会課総括課長 ただいま御質問いただきました避難先についてでございますが、今回の避難者につきましては、高齢者等施設から他の施設への避難となっておりまして、福祉避難所への避難ではないという状況がございます。福祉避難所においては、入所系のいわゆる重度介護を要する方ではなく、より軽度の支援を要する方、あるいは避難指示が発令されている区域内の住民をまずは受け入れたというような状況の中で、より重度の方々が入所している、今回補助対象としている施設については、福祉避難所ではなく他施設への避難となりました。

その中で、高齢者等施設等で申し上げますと、対象となる3法人のうち2法人につきましては、自身が運営する大船渡市内または陸前高田市内にある他施設にそれぞれ避難をしたところでございますし、残りの1法人につきましては、避難者が82名と多数だったこともあり、陸前高田市や住田町といった近隣の自治体のほか、宮古市や釜石市など全部で7市町、12施設に分散するような形で広域避難を行ったところでございます。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 障がい者支援施設等の避難状況でございますが、主に障がい者の入所施設で、定員が五十余名の施設がございましたが、その施設につきましては、県内外の施設に分散して避難を受け入れていただいておりまして、数としましては 11

施設に分散して受け入れていただいたという状況でございます。

○木村幸弘委員 わかりました。てっきり福祉避難所も含めた体制なのかと思ったものですから、確認させてもらいました。

そうすると、法人の中で自分たちの持っている施設内の移動であれば、ある程度連携も十分取れるでしょうけれども、他の市町村を含めた別の施設への移動というところについては、やはり相当しっかりと連携なり受け入れの能力と言いますか、いろいろな状況を踏まえてしっかりと連携を取らなければならないと思います。これはあくまでも避難される法人が個別にそれぞれの受け入れ先を当たりながら避難をしていくという形だとすると、ふだんから連携協定など、そういういたものある程度がって、そのような施設と相互に、お互いさまという形の中で、そういういた仕組みができているのかどうか、その辺はどうなのでしょうか。

○小野寺長寿社会課総括課長 ただいま御質問がございました広域避難における避難の調整等の考え方でございますが、今回高齢者施設等で広域避難を行った7市町との調整に際しましては、岩手県高齢者福祉協議会の沿岸ブロックが広域の避難先に係る調整を行いまして、その中でそれぞれの市町における施設の受け入れ状況でありますとか、あるいは入所者の介護に要する特性を踏まえて、安定的なサービスが可能な施設という観点から調整を図っております。

また、先ほど答弁の中で一部触れさせていただきましたが、避難先でのサービス提供における介護報酬の受け取りについては、その受け入れ先、避難元の双方で話し合って決めるということもございますので、そういう意味で日頃からの法人間での相互応援の状況なども踏まえまして調整を図った結果、このような形になったものと承知しております。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 今回大船渡市に立地している障がい者入所施設につきましては、以前の法律でいうところの身体障害者療護施設で、常時介助が必要な身体障がい者が入所している施設になるのですが、身体障害者療護施設間で災害時に何かあったときは相互に受け入れを行うというような協定を事前に結んでいたと伺っておりますし、今回の林野火災ではその協定での取り決めが円滑な事前避難につながったものと考えております。

○佐々木宣和委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。